



MINAMI NETWORK

ネットワーク

小倉南法律事務所広報誌

<http://k-minamilaw.jp/>

小倉南法律

検索

No.53 (2015.8.1)

発行者：小倉南法律事務所

編集者：高木 健康

〒802-0972

北九州市小倉南区

守恒 1-11-5 寿康ビル2階

TEL：093 - 963 - 1731

FAX：093 - 963 - 1732



北九州モノレール 企救丘総合基地

南よ、いよ

北九州モノレール

今年開業 30 周年を迎えました。

小倉から企救丘まで 8.8 km、13 駅を 19 分で結びます。

車窓から見下ろす市街地の風景や四季折々の花木は地上とは一味違います。

しかも渋滞知らず。

事務所の最寄り駅は守恒です。

暑中お見舞い 申し上げます

2015 年初夏

弁護士 高木 健康

弁護士 小川 威亜

弁護士 柏崎 愛

所員一同



憲法9条と外交で平和を守る日本へ

集団的自衛権の行使は許されない

弁護士 小川 威亜



弁護士 小川 威亜

安倍政権が狙う 戦争法案

昨年の2014年7月1日、安倍政権は憲法9条の「解釈」を改めて、日本国憲法においても集団的自衛権の行使は許されるという閣議決定を行いました。そして、今国会で、この閣議決定に基づく日本の法案、いわゆる戦争法案を成立させようとしています。

これまでの歴代内閣が確立してきた「集団的自衛権の行使は許されない」というルールを憲法を改正せずに変更しようとする憲法に反する行為です。安倍首相は、「これまでの考え方を変更するものではない」「日本が戦争に巻き込まれることはない」と国会で答弁しています。

本質はアメリカへの 軍事協力

これまでの自民党の歴代内閣は、「憲法上、個別的自衛権は許されるが、集団的自衛権は許されない」という考え方を確立してきました。個別的自衛権とは、日本が攻撃された時に反撃することを指します。そして、集団的自衛権とは、日本以外の国（例えばアメリカ）が攻撃された時に、その国と一緒になって反撃することを指します。

日本が攻撃されていないのに他の国を攻撃するという考え方が、これまでの日本政府の考え方と同じだと言われて、納得する人はいないでしょう。安倍首相の答弁は詭弁です。

安倍首相が、このような憲法解釈の変更を行う理由は、「日本を取り巻く状況が根本的に変わってきたから」というものです。これは、中国が軍事的に力をつけてきて、尖閣

諸島などを巡って日本と対立していることを指しています。「日本と中国が軍事的に衝突する場合にアメリカに助けもらう必要がある。また、一緒に中国を軍事的に牽制してもらう必要がある。アメリカに助けもらう以上、これと引換に日本もアメリカを軍事的に助けないといけない」とこれが、安倍首相の考えです。

安倍首相は、「日本が戦争に巻き込まれることはない」と国会で答弁していますが、アメリカに助けもらうのと引換にアメリカに軍事的に協力する訳ですから、日本がアメリカの戦争に巻き込まれるのはもちろん、積極的に参加する事態まで予想されます。

に巻き込まれることはない」と国会で答弁していますが、アメリカに助けもらうのと引換にアメリカに軍事的に協力する訳ですから、日本がアメリカの戦争に巻き込まれるのはもちろん、積極的に参加する事態まで予想されます。安保法制に反対しているマスコミを懲らしめるべきだと発言して嚴重注意を受けた自民党の議員は、戦争法案について「日本が戦争に巻き込まれないように抑止力を高めようとしているのに」とマスコミを非難しました。抑止力を高めるのと引換えに日本が戦争に巻き込まれる危険が増すことを隠そうとする主張と言わなければなりません。

中国との関係悪化については、安倍首相自身の言動にも多分に責任があります。アメリカとの軍事同盟を強めて中国を軍事的に牽制するのではなく、まずは外交など話し合いで関係改善を図っていくべきです。

私たちの生きる権利をまもる闘い

生活保護裁判へのご支援をお願いします

弁護士 柏崎 愛



弁護士 柏崎 愛

生活を営む権利を有する」と国民の生存権を保障しています。生活保護制度は最後のセイフティネットです。

生活保護受給者の約9割の人の生活扶助費が13年8月1日から減額されました。

しかし、2013年5月16日、厚生労働大臣は告示174号により、生活保護基準の改定を行いました。この生活保護基準改定に基づき、

この減額は一回だけではなく、14年4月1日、15年4月1日にも行われました。生活保護費は健康で文化的な生活を営むための最低限度の費用です。以前の給付も受

生活扶助費の減額

憲法25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生

給者にとつて十分なものではなかつたにもかかわらず、国は三段階にわたり、生活保護の基準自体を引き下げたのです。

根拠のない理由で 基準引き下げ

引下げにあたり、国はどのような議論をしてきたのでしょうか。

13年1月18日、学識経験者による専門的かつ客観的な検証を行う社会保障審議会の生活保護基準部会は、「今後の生活保護基準の引下げに対し慎重な配慮を要するべきである」という報告書を厚労省に対し提出しました。

しかしながら、厚労省は、そのわずか10日後、「生活保護制度の見直しについて」と題する文書を突然発表し、社会保障審議会での議論を経ることなく、3年間で約670億円の保護費を削減すること(平均6.5%、最大10%の削減)及び期末一時扶助についても約70億円を削減するということを明らかにしました。

保護基準の引き下げの根拠として、国は今までは存在しなかつた「生活扶助相当CPI(消費者物価指数)」という

概念を作り出し、08年に比べ、11年は4・78%の物価下落が生じたことを根拠としています。ところが、物価下落の主な原因はパソコンや薄型テレビなどの電気製品の大幅な値下げであり、生活に必要な食料品、水道光熱費等の物価は上昇しています。

このように、今回の基準引き下げは全く根拠のない理由で行われたものであり、生活保護受給者の生活を脅かすものに他なりません。

また、生活保護基準には、わが国における社会保障の最低ラインを定める役割もあります。つまり、生活保護基準が引下げられれば、すべての国民に対する社会保障の最低ラインも引下げられることになるのです。いま生活保護を受給していない方でも今回の基準引き下げは無関係ではな

く、すべての国民の生きる権利に関係しています。

全国で引き下げ無効を 求めて裁判中

このような引き下げについては、全国の19の地方裁判所では生活保護基準の引き下げが違憲無効であるとして、裁判が行われています。

原告となり、生活保護基準の引き下げは憲法上の生存権を侵害するものであつて違憲であること、基準引下げに至る手続がきわめて杜撰であることなどを理由に、支給額変更決定処分取消しを求めるとともに、生存権をないがしろにする国の姿勢に対して慰謝料を求めていきます。

ご支援のほど、よろしくお願

一口 法律知識

相続税 課税対象拡大について

弁護士 柏崎 愛



今年から課税基準が大幅に下がったことで相続税制度が大きく変わり、課税の対象が広がりました。

したがって、「今までは相続税なんて関係ない」と思っている方も2015年以降に発生した相続については、課税される可能性があるため注意が必要です。

相続税の計算は、被相続人(亡くなった人)が残した現金、預金、不動産、株券などプラスの財産の合計金額から借金などのマイナスの財産や葬式費用を引きます。この金額が「基礎控除」という金額を下回れば課税されません。

2014年までは、基礎控除は5000万円+(1000万円×相続人の数)でした。

しかしながら、2015年からは3000万円+(600万円×相続人の数)となります。

たとえば、相続財産が5000万円で相続人が妻と子ども2人の家庭とすると、2014年までは基礎控除は5000万円+(1000万円×3)=8000万円となり、基礎控除の方が金額が大きいため課税されません。

これに対して、2015年からは3000万円+(600万円×3)=4800万円となり、相続財産の全額が基礎控除を超えるので課税されてしまいます。

このように、基礎控除額の変更により、以前とは全く異なる状況になるので、注意が必要です。

相続税は亡くなってから10か月以内に納付する必要があります。残された方々がスムーズに分割できるように、生前から遺産についての分配方法を定めておくなど、日頃から専門家に相談されることをお勧めします。



弁護士 高木 健康

時効成立後の支払いでも 時効援用が認められることが

が債務を認めれば、債権者は債務者が時効の援用をしない

だろうと信じるので、その後時効の援用を認めないのが信義則に照らし相当」との最高裁の判決があったからです。

裁判所は、そのような場合には、信義則に照らしても時効の援用は認められるとして、消費者金融の主張を認めずAさんを勝訴させました。

しかし、Aさんの事件は、消費者金融は時効のことを知っていて、時効のことを知らなかったAさんに一部を支払わせて、時効の援用ができないとして、裁判を起こした

このような判決は全国でも出ており、時効の成立した債務について一部を支払っても時効を援用できる場合がありますので、あきらめずに弁護士にご相談下さい。

Aさんは、15年くらい前に消費者金融から借り入れをしましたが、支払いができなくなつて10年以上が経過してしまいました。このような場合、Aさんは消滅時効を利用できません。これを時効の援用といえます。

ところがある日、その消費者金融がAさんの自宅を訪ねてきて、執拗に支払いを要求したので、Aさんは手持ちのわずかなお金を支払いました。

すると、消費者金融は「一部を支払ったから、時効を援用できない」と、残りの金額についての裁判を起こしてきました。

一般に、時効が完成した後一部でも支払えば、時効の援用はできなくなると言われてきました。それは、「債務者



グリーンパークローズ

北九州市若松区にあるグリーンパーク内のバラ園で2012年秋に誕生したバラ。

白バラのユキサンとピンクのローゼンドルフシュパリーストップを交配された世界に一つだけの新品種です。公募により命名されました。

グリーンパークローズは、香りがとても強く、深い赤色が特徴です。

バラ園内でもひとときわ素敵なお香りを放っています。

県民の声を県議会に届ける議席獲得 たかせ菜穂子さんが県会議員当選！

4月に行われた県会議員選挙で、日本共産党の高瀬菜穂子さんが、小倉南区から8年ぶりに再選を果たすことができました。応援していただいたみなさまに心よりお礼申し上げます。

これまではオール与党の県議会で、知事の提案になんでも賛成、住民の要求には背を向ける運営がなされていましたが、この選挙で日本共産党は、2議席を獲得し、早速、高瀬県議らは県民を守る「悪政の防波堤」としての大活躍をしています。

小倉南法律事務所では、共産党の市会議員・高瀬県議と共同して、住民の皆さんのための無料生活法律相談を各地で開いています。お気軽にお問い合わせ下さい。

MINAMIKAZE

戦争終わって70年 平和を守った憲法9条
その解釈をねじ曲げて 戦争する国作ろうと
戦争法にしがみつき 立法主義をぶち壊し
小理屈・屁理屈並べ立て 海外派兵へまっしぐら
一番危険な地帯での 後方支援につとめたい
憲法学者3名の 違憲の見解なんのその
無法な戦争どこまでも 出かけて行きます日本軍
何が何でも法変えて 戦争したくてしょうがない
安倍晋三は許せねえ 許せねえからこの夏は
9条守って平和をと 大きな声を張り上げて
戦争法案かつ潰し 安倍内閣もかつ飛ばそう